

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年3月末現在)	参考データ
3－3 強制徴収の拡大及び徴収体制の強化					
67	①特別国民年金推進員の活用	16年4月～	着手済	○特別国民年金推進員(社会保険事務所職員及び国民年金推進員が対応し切れない地域の未納者に対し、戸別訪問による直接的な納付督励を行う非常勤職員)について、平成16年度から配置し、収納対策の強化を図った。平成17年度以後は、国民年金推進員が大幅に増員されたことに伴い、特別国民年金推進員の配置数を見直しており、平成18年度では、249名の配置を予定している。	(特別国民年金推進員) 平成16年度 621人 平成17年度 438人 平成18年度 249人 (参考・国民年金推進員) 平成14年度 1,858人 平成15年度 1,948人 平成16年度 2,566人 平成17年度 3,108人 平成18年度 3,334人
68	②所得情報の電子媒体による取得及び要員の増強による、強制徴収の規模の段階的な拡充	17年度～	着手済	○平成17年度より、市町村からの所得情報を電子媒体により提供を受ける体制を整備するとともに、強制徴収のための要員の増強を図り、強制徴収の規模を段階的に拡充することとしている。平成17年度については、10万件の予定件数に対し18年3月現在で17万件の最終催告状を送付したところであり、そのうち2,728件の差押えを執行している。また、18年度については、対象者を35万件に拡大することを予定している。	(強制徴収の実施件数) 平成15年度：1万件 平成16年度：3万件 平成17年度：17万件 平成18年度：35万件 (予定)
69	③国民年金推進員の成果主義的な給与体系の導入	17年10月～	着手済	○平成17年10月から、国民年金推進員の活動意欲を喚起し、国民年金保険料の収納実績の向上を図るため、全員一律の給与体系を改め、成果に応じて支給される新給与体系を導入。	○月額給与 (平成14年4月～) 全員一律の給与体系 月額 155,000円 ↓ (平成17年10月～) 成果に応じた給与体系 月額 A 176,000円(上位10%以内) B 168,000円(上位25%以内) C 160,000円(上位45%以内) D 152,000円(上位75%以内) E 144,000円(上記以外) ○賞与 (平成14年4月～) ・期末給与 1.6月分 ・勤勉給与 0.3月分(職員数の1割) 0.15月分(職員数の2割) ↓ (平成17年12月～) ・期末給与 1.0月分 ・勤勉給与 0.8月分(職員数の2割) 0.4月分(職員数の4割)
70	④国民年金推進員スーパーバイザーの登用	18年度～	－	○国民年金推進員全体の質の向上を図るため、成績優秀な推進員を他の推進員に対する指導・助言・管理等の役割を担うスーパーバイザーとして配置することについて、その具体的役割、配置人数、給与等の検討を行う。	(国民年金推進員の増員) 平成14年度：1,858人 ↓ 平成18年度：3,334人

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年3月末現在)	参考データ
3－4 保険料を納めやすい環境整備の推進					
71	①コンビニ、インターネットバンキング等による保険料納付	コンビニ納付： 16年2月～ インターネットバン キング： 16年4月～	着手済	<p>○平成16年2月、被保険者の利便性の向上を図る観点から、コンビニエンスストアでの保険料納付を開始。</p> <p>○平成16年4月、マルチペイメント(電子納付)による保険料納付を開始し、インターネット、携帯電話及びATMを活用した納付を可能にした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニエンスストアでの納付状況 利用件数 約529万件 納付月数 約850万月 (平成17年4月 ～18年2月までの累計) ※16年度実績 347万件(593万月)の利用 ・マルチペイメントによる納付状況 利用件数 約12万6千件 (平成17年4月 ～18年2月までの累計) ※16年度実績 7万件の利用
72	②若年者納付猶予制度の導入	17年4月～	着手済	○平成17年4月から、30歳未満の若年者について、同居する親の収入に関わりなく本人及び配偶者の所得要件のみで保険料の納付を猶予し、10年間は追納できる「若年者納付猶予制度」を導入。	(若年者納付猶予者) 約39万人(平成18年3月末現在)
73	③口座振替割引制度の拡充	17年4月～	着手済	○従来から行っていた前納割引制度(1年分又は半年分を前納する場合について一定の割引をする制度)に加えて、平成17年4月から、口座振替割引制度(月々の保険料について、口座振替を利用して通常よりも1ヶ月早く納付する場合に一定の割引をする制度)を導入。	(口座振替利用率) 37.0% (平成16年度末) ↓ 40.2% (平成18年3月末現在)
74	④多段階免除制度の導入	18年7月～	—	○平成18年7月から、現在の全額免除・半額免除に加え、所得に応じて、4分の3または4分の1免除の段階を追加した「多段階免除制度」を導入することとしている。	
75	⑤クレジットカードによる国民年金保険料の納付	18年度～	—	○国民年金保険料の納付方法として、口座振替、納付委託(金融機関、コンビニなどに納付書を持参)に加え、クレジットカードによる保険料の定期納付を可能とすることについて、平成18年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。	

	項目	実施時期	区分	取組状況(平成18年3月末現在)	参考データ
76	⑥年度途中からの前納を可能とする口座振替制度の拡充	20年度～	—	<p>○平成20年度からの実施に向けて検討中であり、平成18年度中に各金融機関との事前調整を開始する予定。</p> <p>・口座振替による前納は、4月から翌3月までの1年分の保険料、年度前半または年度後半の6ヶ月分の保険料を納付することが認められているが、年度途中において、口座振替による前納の申し出があった場合において、年度途中から翌3月までの前納を可能とする。</p>	
77	⑦口座振替の自動再開	20年度～	—	<p>・口座振替により国民年金保険料を納付していた方が、第2号被保険者または第3号被保険者へ種別変更となり、再び第1号被保険者となった際に、自動的に口座振替を再開することとし、保険料納付手続の簡素化を図る。</p>	
78	⑧口座振替の利用勧奨の徹底	18年2月～	着手済	<p>○平成18年2月に、各社会保険事務所でのキャンペーン展開と併せて、社会保険庁ホームページ、年度末の集中広報(新聞)等での広報等を実施。</p> <p>・翌年度の保険料額・保険料の割引額の確定時期(2月)に合わせて、口座振替での前納の有利性を周知し、口座振替の利用勧奨を徹底する。</p>	